

令和6年余市町議会第3回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
 延 会 午後 1時44分

○招 集 年 月 日

令和6年9月10日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和6年9月10日（火曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 藤野博三
 余市町議会副議長 3番 岸本好且
 余市町議会議員 1番 山本正行
 " 2番 尾森加奈恵
 " 4番 佐藤剛司
 " 5番 内海富美子
 " 6番 庄巖龍
 " 7番 中井寿夫
 " 8番 川内谷幸恵
 " 9番 土屋美奈子
 " 10番 伊藤正明
 " 11番 茅根英昭
 " 13番 ジャストミートあたる
 " 14番 大物翔
 " 15番 白川栄美子
 " 16番 寺田進

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
 副 町 長 渡 邊 郁 尚
 総 務 部 長 高 橋 伸 明
 総 務 課 長 越 智 英 章
 財 政 課 長 高 田 幸 樹
 税 務 課 長 成 田 文 明
 民 生 部 長 篠 原 道 憲
 福 祉 課 長 大 平 直 規
 子育て・健康推進課長 新 木 徹 也
 保 険 課 長 小 黒 雅 文
 環 境 対 策 課 長 大 森 直 也
 政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平
 農 林 水 産 課 長 北 島 貴 光
 商 工 観 光 課 長 原 田 孝 嗣
 建 設 水 道 部 長 奈 良 論
 建 設 課 長 井 上 健 男
 まちづくり計画課長 二 木 二 郎
 水道課長（併）下水道課長 紺 谷 友 之
 会計管理者（併）会計課長 濱 川 龍 一
 農業委員会事務局長 樋 口 正 人
 教育委員会教育長 前 坂 伸 也
 教 育 部 長 浅 野 敏 昭
 学 校 教 育 課 長 本 間 憲 明
 社 会 教 育 課 長 中 島 豊
 選挙管理委員会事務局長
 （併）監査委員事務局長 石 川 智 子

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第4号）
- 第 4 議案第 2号 令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第 3号 令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 4号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第 5号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 一般質問

開 会 午前10時00分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和6年余市町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案8件、認定1件、他に一般質問と議長の諸般報告です。

○議長（藤野博三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号15番、白川議員、議席番号16番、寺田議員、議席番号1番、山本議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（藤野博三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○6番（庄 巖龍君） 令和6年余市町議会第3回定例会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案8件、認定1件、一般質問は7名によります14件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より9月12日までの3日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第4号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、議案第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第3号 令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第4号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第5号 令和6年度余市町下水

道事業会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、一般質問は、7名による14件です。

日程第9、議案第6号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第7号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、認定第1号 令和5年度余市町水道事業会計決算認定についてにつきましては、議長と議会選出の監査委員を除く議員14名で構成する令和5年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託するとともに、当該特別委員会に対しましては審査、調査の円滑化を図るために地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から12日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、阿部総合政策部長は病気療養のため本日欠席の旨届出がありましたので、これを許可したことをご報告申し上げます。

次に、傍聴人の定数について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第199条第9項の規定によります定例監査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る8月7日、国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会の総会が開催され、総会終了後要請行動が実施され、お手元に配付の内容のとおり要請しておりますことをご報告申し上げます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によります令和5年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、議員の派遣についてご報告申し上げます。

去る8月29日にニセコ町で開催されました後志町
村議会議員研修会に各議員のお手元に配付のとおり、
会議規則第121条の規定に基づき議員の派遣決定を
しましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

○議長(藤野博三君) 日程第3、議案第1号 令和
6年度余市町一般会計補正予算(第4号)を議
題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程されました
議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算
(第4号)について、その概要をご説明申し上げ
ます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、
周産期医療支援事業に係る負担金、新型コロナ
ウイルスワクチン接種に伴う健康被害の認定を
受けた被接種者に係る予防接種健康被害給付費負
担金の補正計上でございます。

次に、ただいま申し上げました以外の各款にお
ける主な補正内容について歳出からご説明申し上
げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立
金のほか、町税還付に係る過年度支出金の補正計
上を行ったものであります。

民生費におきましては、豊丘老人寿の家に係る
修繕費、過年度分の国庫負担金等の精算に伴う返
還金の補正計上を行ったものであります。

衛生費におきましては、申請件数の増加に伴う
合併処理浄化槽設置整備助成金の補正計上を行っ
たものであります。

土木費におきましては、ダンプトラックに係る
修繕費の補正計上を行ったものであります。

教育費におきましては、旧今邸園に係る修繕費
の補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入に
つきましては、国庫支出金等の特定財源に求め
るとともに、必要となる一般財源については繰越金

に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額1億9,093万
8,000円を既定予算に追加した予算総額は112億
3,231万6,000円と相なった次第であります。

以上、ご提案いたしました補正予算(第4号)
についてその概要をご説明申し上げましたが、詳
細につきましては担当課長よりご説明申し上げま
すので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い
申し上げます。

○財政課長(高田幸樹君) 議案第1号 令和6
年度余市町一般会計補正予算(第4号)。

令和6年度余市町の一般会計の補正予算(第4
号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ
れ1億9,093万8,000円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ112億3,231万6,000円と
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該
区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。3ページをお開
き願います。下段でございます。3、歳出、2款
総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正
額1億6,393万3,000円、24節積立金1億6,393万
3,000円につきましては、寄附による社会福祉施設
等建設基金積立金11万円と余市町ふるさと応援寄
附金基金積立金1億6,382万3,000円の補正計上で
ございます。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、補
正額250万円、22節償還金利子及び割引料250万円
につきましては、町税の還付に係る過年度支出金
の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。3款民生費、1
項社会福祉費、5目社会福祉施設費、補正額172万
9,000円、10節需用費154万円のほか、12節委託料

18万9,000円につきましては、豊丘老人寿の家修繕に係る補正計上でございます。

6目心身障害者対策費、補正額1,593万1,000円、22節償還金利子及び割引料1,593万1,000円につきましては、過年度における自立支援医療費及び給付費のほか、障害児給付費に係る国庫及び道費負担金返還金の補正計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額348万7,000円、18節負担金補助及び交付金348万7,000円につきましては、周産期医療支援事業負担金の補正計上でございます。

3目予防費、補正額88万1,000円、18節負担金補助及び交付金88万1,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う健康被害の認定を受けた被接種者に係る予防接種健康被害給付費負担金の補正計上でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額108万円、18節負担金補助及び交付金108万円につきましては、申請件数の増加に伴う合併処理浄化槽設置整備助成金の補正計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額95万6,000円、10節需用費95万6,000円につきましては、ダンプトラックに係る修繕費の補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額10万円、18節負担金補助及び交付金10万円につきましては、寄附に伴います余市文化協会事業費補助金の補正計上でございます。

7目文化財総務費、補正額34万1,000円、10節需用費34万1,000円につきましては、旧今邸園に係る修繕費の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額88万1,000円、1節保健衛生費国庫負担金88万1,000円につきましては、

新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金の補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、補正額26万円、1節保健衛生費国庫補助金26万円につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額1億6,382万3,000円、1節総務費寄附金1億6,382万3,000円につきましては、1万3,860件の余市町ふるさと応援寄附金の補正計上でございます。

3目民生費寄附金、補正額11万円、1節民生費寄附金11万円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして芳賀喜代子様、須藤美江様からの10万円と匿名を希望される方からの1万円の補正計上でございます。

4目教育費寄附金、補正額10万円、1節教育費寄附金10万円につきましては、社会教育振興寄附金といたしまして古川英子様からの10万円の補正計上でございます。いずれもご寄附をいただいた方からのご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,386万5,000円、1節繰越金2,386万5,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額189万9,000円、1節雑入189万9,000円につきましては、歳出における雪害による豊丘老人寿の家修繕のほか、強風による旧今邸園の修繕に係る公有建物共済保険共済金の補正計上でございます。

以上、議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○2番（尾森加奈恵君） 歳入の15款2目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金についてお伺いします。

こちら請求は何件あったのかお伺いします。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 2番、尾森議員の質問にご答弁いたします。

このたびの件数は1件となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○2番（尾森加奈恵君） 1件ということで答弁いただきましたが、再質問させていただきます。

救済制度の取扱いが接種日などで異なりますが、接種日が令和6年の4月以降なのか、また定期接種であったのかお伺いします。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 2番、尾森議員の再度の質問にご答弁いたします。

このたびの予防接種の方は、令和4年に受けられた臨時接種の部分になりまして、その部分の給付費の分となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○2番（尾森加奈恵君） 令和4年度に臨時接種をされたということで、それで被害を受けられたということなのですけれども、被害の程度によって救済の内容というのが異なると思うのですけれども、どのような内容の救済なのかお伺いします。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 2番、尾森議員の再度の質問にご答弁させていただきます。

このたびの給付費の内訳の内容ですけれども、実際に通院された医療費と、あと入院等で日数にかけられた医療手当という部分の内訳になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○16番（寺田 進君） 私のほうから8款土木費のダンプトラック修繕の95万6,000円の件についてお伺いします。

ダンプトラックの修繕ということだったのですが、具体的にいつの故障で、どの部分を修理したのかお伺いします。

○建設課長（井上健男君） 16番、寺田議員からのご質問にご答弁いたします。

今回のダンプトラックの修理についてでございます。まず、いつかという点でございますけれども、今期の夏頃の車両点検の際、経年劣化による故障が発見され、クラッチの交換修理が必要となったところでございますので、そちらの修理を今回補正計上させていただいたところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○16番（寺田 進君） クラッチの修理ということですが、料金が安いのか高いかは別として、余市町の公用車運行管理等規則というのがございます。御存じだと思いますけれども、この中でその都度しっかりと、これは公用車事故報告書になるのか、運行管理……すみません。1号様式になるか2号様式になるか、書類を提出して、修理をするということになっていると思いますが、その中でクラッチの修理というところある程度目安がつくような、定期的な車検等のことでもつくような気がするのです。ただし、この1号様式について使用簿がありますが、この使用簿には使った日にちとか行き先とかは書き込むようなことになっているのですけれども、距離数が入っていないのです。こういう特に消耗品については、ある程度のキロ数等が目安となって、確認を取ることが可能だと思われましてけれども、通常の毎日の恐らく使用前の点検で気がつかれたのではないかなと思いますけれども、そういった意味では使用前の点検でクラッチの状況が分かる前である意味では1号様式の中にキロ数等が入っていればある程度の目安がついて、定期的な点検及び車検等のときに気がつくのではないかなと思われましてけれども、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○建設課長（井上健男君） 16番、寺田議員からの再度のご質問にご答弁申し上げます。

まず、定期点検の記録様式ということで、その都度点検していれば気づくのではないかなというご

質問でございます。こちらにつきましてのキロ数は、8月末現在で約10万6,000キロ走行しております。そちらで、今回ご指摘のとおりクラッチの修理ということで、まずクラッチの調整幅というものがございまして、そちらを調整しながらある程度延命化を図って、使ってきたところでございます。今回の点検の中で調整幅が利かないですということをご指摘を受けまして、今回交換修理させていただくこととしておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○16番（寺田 進君） 今おっしゃったことはよくある意味では理解できる部分だと思われませんが、使用の過程にもよりますし、使っていっしやる使用の過程というか、方法にもよってある意味では距離数で追っていくにも限界があるかと思われましても、トラックの中で10万キロというのは異常な短さかなというふうに思われます。そういった意味においては、通常の使用等の中で注意をするように安全運転管理者等が、あと整備管理者ですか、しっかりとどのような研修をされているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○建設課長（井上健男君） 16番、寺田議員からの再度のご質問にご答弁いたします。

安全運転管理者の講習ということで、毎年1度点検講習、安全管理者の講習のほうに受講させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

（何事か声あり）

○議長（藤野博三君） 3回の質疑過ぎておりますので、ご了承お願いいたします。

○14番（大物 翔君） 予算書の4ページでございます。大きく2つ伺います。

1つは、3款民生費の社会福祉施設費、2つ目としましては4款衛生費の予防費だったのですが、まず1つ目、社会福祉施設費の話だったのですが、冒頭の説明でもありましたけれ

ども、寿の家直すのですよという話でございまして、歳入のほう見てみましたら保険適用になってという充て方をするのだなと。それは分かるのですけれども、この施設は今後も使い続けるから直すという考え方でももちろんよろしいですねという確認が1つ。

2つ目の予防費のほうだったのです。先ほど質問されていた方もいましたけれども、今回該当になって、因果関係が認められた方というのは、臨時接種の関係だというご説明でした。結局国の予防接種法に基づいた救済措置としましては、定期接種、臨時接種、任意接種と大きく分けるとあるかと思うのですけれども、今回は臨時という話だったのですけれども、特に新型コロナ絡みでいいますと、打たれた方の人数が桁違いに多いかと思うのです。そうなってくると、国の制度のくくりとしてはこの時期まではこっちの窓口、この時期からはあっちの窓口というふうに若干対応が変わってきてしまうのかなと思うのです。そうなってくると、どこに相談をしたらいいのだろうという話も場合によっては起きて、これから出てきてしまう場合もあるのかなと。だから、今回厚労大臣のほうで認定されたので、申請が市町村に返ってきて、国のほうから予算がついて、ちゃんと救済しますということなのですけれども、その辺の住民に対する交通整理というのはある程度して、お知らせしていったほうが各所で混乱起きなくていいのではないかなと感ずるのですが、その辺どのように見ていらっしゃいますか。

○福祉課長（大平直規君） 14番、大物議員からの社会福祉施設費に関する質問にご答弁申し上げます。

今回の豊丘老人寿の家に関する修繕につきましては、雪害による施設の破損のための復旧のための修繕になってございます。現在のところ施設の使用に関してはこのことによって中止とはなってはございませんが、早急に修繕できるように努め

てまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 14番、大物議員のご質問にご答弁いたします。

議員おっしゃるとおり、臨時接種、定期接種、任意接種に関わりまして申請先が違ふというところもござひます。町のほうでは定期接種の部分に関しましては教示の部分もご案内してはおりますが、今回このようなこともちょっと初めてあったというのもありますので、今後町のホームページ等でも啓発していきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○14番（大物 翔君） 予防接種のほうは分かりました。どのケースの場合はこちらへどうぞというふうによく誘導されるのがよろしいかと思ひます。

その件は以上でございます。

先ほどの福祉施設の修繕の話だったのですが、何で私がわざわざこんなこと聞いたかと申し上げると、何年か前公共施設の今後の在り方についてということ物すごい数の施設についての評価をコンサルにお願いして、やっていたと思うのです。それ自体は確かに当時委員会にも出てはきたのですけれども、ただその後どの施設をどのようにいつのタイミングでどうするかということのその後の話がないのです。だから、物によってはいきなり閉鎖しますという話が出てきてみたり、今回みたく直しますという話が出てきたり、一体どの建物、どの施設がどういふ状況にあつて、ではその施設は今後どうしていこうかという先が見えていない中で、言葉悪いですがけれども、はたから見るとちょっと場当たりの対応してしまつてゐるやにも感ずることがあるのです。だから、その辺ちゃんと整頓しながら、今回は壊れたから直すですけれども、住民の方含めてお示しして、ではどうするのだということまでやっていかないと、余計な不安と混乱ばかり起きてしまうのでは

ないのかなということ懸念したので、あえてただいま申し上げた次第でございます。もしこれに関わつて何か答弁あれば、伺つて終わろうと思ひます。

○福祉課長（大平直規君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

豊丘老人寿の家に関しましては、余市町の公共施設の在り方の検討の中では継続的に利用していく旨記載がござひます。管理も区会にお願いして、きれいに使つていただいているということ認識してござひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○13番（ジャストミートあたる君） 歳入、15款2目、衛生費なのですけれども、新型コロナウイルス予防接種についてなのですけれども、これ何回目の接種でこうなつたか分かれば、お教えください。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問にご答弁いたします。

この方は5回接種してござひまして、5回目以降にそういう症状が出たというふうには伺つてござひますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よつて、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第4、議案第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(小黒雅文君) ただいま上程されました議案第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の内容につきましては、歳出において令和5年度の国、道支出金等の精算に係る返還金の補正を行うものでございます。

また、歳入につきましては、必要となる一般財源を繰越金に求め、収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

令和6年度余市町の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,536万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,126万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。下段でございます。3、歳出、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額4,536万3,000円、22節償還金利子及び割引料4,536万3,000円につきましては、令和5年度における介護給付費及び地域支援事業費に係る国、道支出金等の精算による返還金の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、上段をご覧ください。2、歳入、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額4,536万3,000円、1節繰越金4,536万3,000円につきましては、必要となる一般財源について繰越金を計上したものでございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第5、議案第3号 令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました議案第3号 令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算は、保険料還付に係る過年度支出金の補正計上を行ったものでございます。

また、歳入におきましては、諸収入により収支の調整を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度余市町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,900万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。下段でございます。3、歳出、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額20万円、22節償還金利子及び割引料20万円につきましては、保険料還付に係る過年度支出金の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、上段をご覧ください。2、歳入、6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額20万円、1節保険料還付金20万円につきましては、後期高齢者広域連合より過年度保険料還付金に係る受領分の計上でございます。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第6、議案第4号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第4号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げました補正予算の内容につきましては、資本的支出、建設改良費において予算措置しております原水設備改良費の増額補正をするものであります。事業の内容といたしましては、本町市街地の給水量の約31%を担っている豊丘浄水場の安定稼働、安定給水を目的とした豊丘浄水場改修等基本設計業務を実施するものでございます。本町の豊丘浄水場については、平成5年度に竣工、供用開始し、豊丘中の川の表流水を水源とし、余市川浄水場とともに本町の市街地の給水を担っております。しかしながら、近年の気候変動により増加している集中豪雨により原水の水質が悪化し、浄水処理が不能となる状況が生じており、仮に豊丘浄水場が長期停止となった場合、町全体で水不足となることが懸念される現状にあります。これら状況を踏まえ、豊丘浄水場の効率的運用と安定的な給水に向け豊丘浄水場改修等基本設計業務を実施し、その改修案を検討するものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和6年度余市町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項目、（4）、主要な建設改良事業、（エ）、浄水施設整備事業、既決予定量1億2,574万9,000円、補正予定量2,820万円、計1億5,394万9,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3億1,027万

5,000円」を「3億3,847万5,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「9,370万4,000円」を「1億2,190万4,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額6億3,646万9,000円、補正予定額2,820万円、計6億6,466万9,000円。

第1項建設改良費、既決予定額3億5,076万円、補正予定額2,820万円、計3億7,896万円。

令和6年9月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和6年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをご覧ください。令和6年度余市町水道事業会計予算実施計画、資本的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額2,820万円、1項建設改良費、補正額2,820万円、4目原水設備改良費、補正額2,820万円につきましては、豊丘浄水場改修等基本設計業務に係る増額補正計上でございます。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 今説明いただきまして、豊丘浄水場の改修を行おうと。理由は今おっしゃっていただいたとおりですけれども、全体の31%を今豊丘のほうで賄っていただいております。私の記憶違いだったら恐縮なのですけれども、昔、何年か前に見ていたときは8割近く余市川浄水場でしていたかなとは思ったのですけれども、そう考えると以前よりも豊丘浄水場の必要性というか、重要性というのは増ってきているのかなというふうに今説明して改めて感じた次第なのですが、その辺どうなのでしょう。

○水道課長（紺谷友之君） 14番、大物議員の豊

丘浄水場の給水のシェア等に係るご質問に答弁申し上げます。

以前に比べまして、豊丘浄水場の稼働率なのですが、昨今の電気料金の高騰ですとか動力費の負担が増す中で、豊丘浄水場につきましては自然流下の浄水処理を行っておりますので、余市川浄水場に比べて浄水のコストが安価であるといった部分でございます。このため、市街地の配水量の3割程度まで全体的な処理量が増えているという側面もございまして、ご理解を願いたいと存じます。

○14番（大物 翔君） 余市川浄水場は確かにかなり新鋭の設備を導入しているものですから、人間の力で頑張っている部分、どうしても費用がということかと思えます。明日、あさってに動力費含めてそれが安くなる見通しはあまりないのかなというふうには個人的に思っています。自然災害だとか予期せぬ事態も起きるので、その辺はうまくバランス取っていくのだろうと。ただ、そうなったときに一つ私余市川浄水場というのは周辺環境にリスクを抱えていると考えるのです。なぜかという、原水を生み出していると言われている上流域のほうに町の水道資源の保護区があったはずなのです。その場所がたまたま民間事業者が今手がけようとしております大型風車の建設想定区域に入ってしまったのです。以前私指摘したと思うのですけれども。そうすると、原水に万が一のことが発生してしまうと、我々の生活水のほうにも影響を受けかねないという部分を抱えているのではないかなと感ずるのです。だから、担当としては最大限警戒心を持ってその動向を注視するべきと考えますが、いかがでしょう。

○水道課長（紺谷友之君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

余市川の水源の保全のご質問でございます。余市川の上流等で何か建設工事等々行われる場合ですとか、河川の改修等行われる際には、私どもの

ほうにも必ずご相談というのをいただくこととなっております。その際、私ども担当の職員のほうも現地に赴いたりですとか、資料の内容を拝見しながら、万が一にも余市川浄水場の浄水の部分に支障を来すことがないように十分配慮しながら、私どもも指摘する部分も指摘させていただきながら取り進めているところでございますので、安全給水と安定給水という部分、私ども水道事業の根幹の部分でございますので、こちらはしっかりと取り進めるよう考えて進めておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第7、議案第5号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第5号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げました補正予算の内容につきましては、資本的支出、建設改良費において予算措置しております管渠建設改良費の増額補正と財源とする企業債の増額補正をするものであります。事業の内容といたしましては、令和3年度に実施した大川、黒川地区管渠実施設計の修正業務を実施するものでございます。設計内容といたしましては、黒川中通り2号線の道道昇格に伴う道路改良事業に併せ、汚水管の移設及び雨水管の整備を行うものであります。このたび旧登川に架かる新橋梁の位置や仮道等の工事エリアが決定されたことを受け、令和3年度に実施した管渠整備工事の設計の一部を修正するものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和6年度余市町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項目、（4）、主要な建設改良事業、（ア）、公共下水道管渠整備事業、既決予定量5,259万7,000円、補正予定量1,750万円、計7,009万7,000円。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額21億5,916万3,000円、補正予定額1,750万円、計21億7,666万3,000円。

第5項企業債、既決予定額6億1,710万円、補正予定額1,750万円、計6億3,460万円。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額23億

4,152万2,000円、補正予定額1,750万円、計23億5,902万2,000円。

第1項建設改良費、既決予定額17億4,289万7,000円、補正予定額1,750万円、計17億6,039万7,000円。

次のページをお開き願います。第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、公共下水道事業債、補正前限度額6億2,220万円、補正後限度額6億3,970万円。

令和6年9月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和6年度余市町下水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和6年度余市町下水道事業会計予算実施計画、資本的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款資本的収入、補正額1,750万円、5項企業債、補正額1,750万円、1目企業債、補正額1,750万円につきましては、大川、黒川地区管渠実施設計修正業務に係る企業債の増額補正でございます。

支出、1款資本的支出、補正額1,750万円、1項建設改良費、補正額1,750万円、1目管渠建設改良費、補正額1,750万円につきましては、大川、黒川地区管渠実施設計修正業務に係る増額補正計上でございます。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長(藤野博三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(藤野博三君) 日程第8、一般質問を行います。

なお、発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号2番、尾森議員の発言を許します。

○2番(尾森加奈恵君) 令和6年余市町議会第3回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問2件について質問いたします。答弁のほどよろしく願いいたします。

件名1、町長のワイン国際資格取得がもたらす地域振興について。町長が世界で最も認知度の高いワイン資格、WSETのレベル3を取得された

ことでワイン産業の振興や地域発展が加速するのではと期待されています。以下、お伺いします。

1、ワイン産業を核にしたまちづくりの現状と課題をお伺いします。

2、余市町産のワインを世界に展開していくビジョンと取組をお伺いします。

件名2、余市町総合体育館の運営について。町民の健全な心身の発達と体育、スポーツの普及、振興を図るために設置された総合体育館ですが、時代や生活様式の変化に合わせた運営が求められています。以下、お伺いします。

1、大会開催などで利用者が多い日は、駐車場不足のために駐車場以外の場所に駐車している車を見かけます。安全に通行できる環境が求められています。駐車場不足に対する本町の対応についてお伺いします。

2、2階更衣室ドアに2月6日にたばこの吸い殻が発見されたため更衣室の使用を禁止すると記載された貼り紙が貼られており、現在更衣室内には備品が収納されていますが、今後更衣室としての活用は検討されているのかお伺いします。

3、余市町総合体育館指定管理者業務仕様書の指定管理者と余市町の責任分担表には、小規模な修繕は指定管理者が行うと記載されていますが、雨漏りなどの修繕は余市町と指定管理者でどのように協議し、実施しているのかお伺いします。

4、余市町総合体育館指定管理者業務仕様書に冬期間の出入口の除排雪と非常口の確保は指定管理者が行う業務として記載がありますが、総合体育館の駐車場及び通路などの除雪はどのように対応されているのかお伺いします。

5、余市町総合体育館条例に利用料金が定められており、アリーナは2分の1、または4分の1での使用も可能と記載されています。8分の1の使用を求める声もありますが、本町の姿勢と見解をお伺いします。

○町長(齊藤啓輔君) 2番、尾森議員からの私

のワイン国際資格取得を踏まえた質問に答弁します。

2点の質問ですが、それぞれ関連がございますので、一括して答弁します。このたび取得した資格は、世界で最も権威のある酒類教育機関が認定する国際資格であり、レベル3は其中でも上位に位置づけられています。町長就任以来ワインで一点突破を旗印にワイン産地としての余市町の知名度向上、特産品のブランド力向上による産業の活性化を通じた町民所得の向上に向けた取組を積極的に実施しており、世界的なレストランや国際会議でも本町のワインが提供されるなど着実に実を結んでいるところです。引き続きこの資格も活用しながらトップセールスを展開し、世界中に余市産ワインとその産地としての余市町をこれまで以上に売り込んでいくことで関連産業も含めた地域全体の底上げを図っていきたいと考えています。

なお、教育委員会関係につきましては、教育長より答弁します。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の余市町総合体育館の運営についてのご質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の駐車場についてでございますが、多くの利用者の来館が見込まれる場合につきましては、体育館の利用申込みの際に大会の主催者等に対しまして総合体育館の駐車場のほか、野球場や自由広場の駐車場が使用できる旨を説明し、協力を求めているところでございます。

次に、2点目の更衣室の活用についてでございますが、過去において室内にたばこの吸い殻が発見されたことから、現在利用者の出入りを禁止し、避難場所における災害備蓄品の保管庫として利用しているところであり、今後におきましても火災の防止等、安全管理の観点から部屋の利用を制限してまいりたいと考えております。

次に、3点目の施設の修繕についてございま

すが、指定管理者が行う施設の維持及び管理に関する業務として、雨漏りなど修繕を必要とする箇所につきましては1件3万円以下の小規模修繕は指定管理者が行い、小規模修繕を超える修繕の場合は教育委員会と協議し、対応をすることとなっております。

次に、4点目の除雪についてでございますが、冬期間における総合体育館の出入口の除排雪と非常口の確保は指定管理者が行い、駐車場及び通路等の除雪につきましては町の建設課に対応していただいているところでございます。

最後に、5点目のアリーナの使用についてでございます。アリーナの使用につきましては、団体である10人以上の使用について占用使用を認めているところでございますが、利用者の安全の確保や利用実態を考慮し、占用面積を規定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま町長、そして教育長から答弁いただきましたが、まず1問目の町長のワイン国際資格取得がもたらす地域振興について再質問させていただきます。

町長の思いなども語っていただいて、これからさらにトップセールスなどを行って、より余市町のワインを売り込んでいく、そして余市町産のワイン以外のものもどんどん売り込んでいくというようなお気持ちなのかなと思いました。資格を取得されたことで今まで以上に国際市場へのアプローチがしやすくなると思いますし、マーケティングの強化にもつながるのかなと思いました。余市町産のワインを世界に展開することで、余市町産のワインはもろんなのですけれども、余市町の農産物、水産物の消費を拡大させて、余市町全体の産業を活性化させることで町全体が豊かになるという、そのようなビジョンなのかなと受け取りました。町民がその効果を感じるまでに少し時間がかかるのかもしれないのですけれども、いつまでにどのようにするのですとか、具体的な目標がも

しおありでしたらお伺いしたいです。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

具体的にいつまでということは決めてはいませんけれども、過去との比較でいいますと、就任時から余市町のワインの知名度はどんどん、どんどん高まっています、販売先での入手も非常に困難で、倍率がどんどん、どんどん上がっていていますし、市場の価値もどんどん、どんどん上がっていつているというような状況がありますので、具体的に数字として結果が出ているということとは言えるのではないかということであります。今後いつまでという期限の目標は特には切っていませんけれども、今後も機会あるごとに余市町の知名度をアップして、それを産業全体の裾野を広げていくというようなことにつなげていきたいというふうに思っています。

○2番（尾森加奈恵君） いつまでにですとか、そのような具体的な目標は特に設定はないようですけれども、着実に効果が出てきている、結果が出てきている、余市町産のワインの知名度が上がっていて、入手も困難になっているということで答弁いただきました。余市町産のワインを世界に展開することは、余市町のみならず北海道、そして日本のワインの認知度向上、ブランド価値向上にもつながることだと考えます。余市町民も町外の方も多くの方が町長の取組を注目して期待しているということをお伝えして、この質問は終わります。

それでは、総合体育館の質問に移らせていただきます。まず、総合体育館の運営についての質問、1点目の駐車場不足について再質問させていただきます。こちら利用申込時に野球場ですとか自由広場の利用もできますよとお声かけしているようですが、野球場を駐車場に使用していることを見かけることが少なく感じるのですが、何か条件ですとか規定などを設けられているのかお伺いしま

す。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

ただいま野球場の駐車場についてご質問いただきましたが、規定は持っておりません。先ほど答弁をさせていただきましたが、野球場も空いていれば、野球場の使用がなければ使っていただくように周知をしております。

○2番（尾森加奈恵君） 規定は特にはないけれども、空いていれば野球場も駐車場として使用できるということで承知しました。大会開催時などは、町外からいらっしゃる方も多いので、安全に車を駐車できる環境整備をお願いして、駐車場の質問は終わります。

2点目の更衣室の質問に移らせていただきます。現在は防災用品を置いて、保管庫として今後使用するという事で答弁いただいたのですけれども、現在利用者の方と職員さんに皆さんどこで着替えされているのですかと私質問させていただいたのですけれども、現在1階のシャワー室、シャワーは壊れていて使えないのですけれども、このシャワー室で着替えていますということで伺ったのですけれども、1階のシャワー室も喫煙の可能性というのは、リスクはあると思うのですけれども、これについて何か対策はされているのか、見解をお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

2階の更衣室、今現在答弁したような利用をしておりますが、着替えが必要な場合は1階、シャワー室といいます、その横に更衣室という部分で更衣室の位置づけをしている部屋がございます。そちらのほうで着替えをしていただくような形を取っております。あと、喫煙等の関係ですが、ご案内のとおり事務室がすぐ横にあります。あと、出入口も近いということで、そういった喫煙等の被害を受けないというふうに考えておりますし、

管理人もそういった部分でまめに1階の部分は確認しておりますので、そういったことはないものと、ないように努力をしております。

○2番（尾森加奈恵君） 1階のシャワー室のところに更衣室があってそこを今利用している、そして1階は職員の目の届くところなので、問題はないということで答弁いただきました。ただ、2階の更衣室も使えたらいいのになという声もやはりありまして、私更衣室の中にある備品も確認させていただいて、更衣室の半分くらいのスペースを占めているのですが、防災用品が確かに多かったです。寝袋ですとか、あとそのほか壊れた机ですとか扇風機なども置かれていたのですけれども、これらのものをほかの物置に移すことができるのではと思ったのです。2階には物置が2か所ありますし、1階のアリーナにも物置がありますけれども、こちらに置くスペースがないのかなと思いついて、確認をしたのですが、物置にはたくさんの備品が収納されていまして、使用禁止の貼り紙が貼られた机ですとか卓球台と思われるもの、ガムテープがたくさん貼られた椅子などもありました。このような壊れたものを廃棄したり、整備すると、更衣室を空けることはできるのではないかと。もちろん喫煙のリスクがあって、喫煙の対応はしなければならぬのですけれども、まずスペースを空けるということはできるのではと思うのですけれども、このような壊れた机や使用禁止になっている備品の修理ですとか廃棄の予定はあるのかお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

いろいろご指摘を受けました。2階の更衣室については、1階の更衣室を利用させていただくことによって不便をおかけしないという判断の下、繰り返しになりますが、安全上の管理の部分を含めてそういった措置をしているところでございま

す。あと、災害の備蓄品ということの保管庫という位置づけもさせていただいているところですが、今ご指摘がありました。それは廃棄すべきものかどうかという部分について私今把握をしておりますが、確認をした中で廃棄すべきものは廃棄をした中で室内を有効に使えるような形、更衣室としてまた再び使っていただくということはまた別の話として、そういった部分で整理に努めてまいりたいと考えております。

○2番（尾森加奈恵君） 安全上もあって、今のところは2階の更衣室は更衣室として使うかどうかは分からないけれども、備品をどこかに移動することなどができたら有効活用することは考えていただけるというような答弁をいただきました。やはり安全対策というのも本当に必要なもので、2階の更衣室をまた使うというのは難しいところもあるのかもしれませんが、2階更衣室の利用再開を望む声もあるということをお伝えして、この質問は終わります。

3点目の質問です。修繕に関する質問をさせていただきます。3万円以下の修繕は小規模とするということだったのですけれども、3万円以上かかるのかかからないのかというところを判断する必要があると思うのですけれども、この判断はどのようにされているのかお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

金額については、見積り等を徴収して確認をしております。

○2番（尾森加奈恵君） 金額は見積りを取って確認をされているということなのですけれども、修繕の必要が発生してから修繕が終了するまで、大体でよろしいのですけれども、平均的な期間、どれくらいで修繕が完了するのかをお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

修繕の期間については、壊れている箇所の状態によって、今期間がどれぐらいかということに明確にご答弁することはできないのですが、修繕が必要ということで修理をする場合はできるだけ早く対応をして、利用者の方にご不便をかけないような対応に努めております。

○2番（尾森加奈恵君） 平均というのはやはり難しいということなのではございますけれども、期間はそれぞれ修繕の範囲によって違うということなのですが、できるだけ早く対応されているということでご答弁いただきました。今後も利用者が気持ちよく利用できるように速やかな修繕をお願いして、修繕に関する質問は終わります。

4番目の質問です。除雪についての質問でした。こちら出入口の除排雪と非常口の確保は指定管理者、そして駐車場と敷地内の通路は町の建設課が対応されているということなのではございますけれども、この駐車場や敷地内を除雪する積雪の基準、通常道路などですと15センチ以上積雪したら除雪しますですとか決まりがあると思うのですが、その基準についてお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

建設課のほうをお願いしているということで答弁をさせていただきますが、出動基準ということになれば、建設課で定めております日降雪量15センチ以上というのがございます。ただ、大会等が開催される等々、そういった部分で除雪が必要と判断された場合は、建設課と協議をして対応していただくこともございます。

○2番（尾森加奈恵君） 建設課のほうで定めている基準に沿って除雪をされていますし、あとは何か大会などがあれば協議して除雪をされているということなのではございますけれども、利用者が安全に利用できる除排雪をお願いして、この除排雪についての質問は終わります。

最後の質問です。アリーナの件なのではござい

も、こちら10名以上の団体様は占有使用が可能ということで、現在の条例に沿った貸出しの方法ですと、例えばですが、アリーナはテニスコートというのですか、テニスですとか卓球ができるコートがあると思うのですけれども、3コート使用する場合の占有使用というのはアリーナの2分の1使うことになると思うのです。つまり4コート使うことになると思うのです。3コート使う団体が2つ重なった場合というのは、未使用のコートが2つあるけれども、個人利用者は使うことができない状態になると思うのです。団体が2つあって、3コートずつ使いたいのです。でも、規定に沿うと2分の1ずつ団体様がアリーナを使うと、アリーナは使えないという状態になると思うのですけれども、そこで8分の1の使用を可能にすることで個人利用が可能になると思うのです。きれいに3コートだけ使う。団体様がきれいに3コートずつ使うことができれば2つコートが空くので、そこを個人利用できると思うのですけれども、この辺りの見解をお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

今具体的に利用例を挙げていただきました。確かにスペースとしては空いていて、有効に使っていただくという部分ではお貸しできればいいのですが、先ほど答弁もさせていただきましたが、一定スペースがないとやはり安全の確保という部分も担保できません。あとは、そういった利用実態を、100%ではないのですが、そういった部分も考慮した中で対応しておりますので、今現在はそういった答弁したような使い方をしていただいているところでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 確かにスペースは空くけれども、一定のスペースがないと安全を保つのが難しいこともあって、現在このような規定にされていると答弁いただきました。確かに安全というのが一番大切ですが、今後状況などによってこ

の辺りもまた検討していただければと思います。

総合体育館の運営についていろいろ質問させていただいたのですが、利用者の方からは職員さんの対応がとてもよくて、気持ちよく使えているという声も聞いております。今後も町民に愛される総合体育館の運営をお願いいたします。

終わります。

○議長（藤野博三君） 尾森議員の発言が終わりました。

昼食休憩のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

発言順位2番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和6年第3回定例会に当たり、さきに通告済みの質問1件について答弁を求めます。よろしくをお願いします。

歩行者等の休憩場所設置による地域活性化について伺います。公共施設や目的地までの道のりに途中で休める場所が欲しい、歩道の脇にベンチのようなものがあれば休み休みでも目的地まで歩いていける、余市循環線などで往路はよいが、復路の時間が合わないことがあるので、徒歩で帰る場合途中で休憩場所があれば助かる、以前からこのような指摘や要望を町民からいただく機会が増えています。本町は、決して公共交通網が充実しているわけではなく、日常の多くの場面で自家用車などに頼ることが多いのではないのでしょうか。ただ、車両移動に頼り切った生活は、長期的に見れば私たちの足腰の筋力及び体力を低下させるおそれがあります。できる限り自分の足で歩きたいというのは、多くの人にとっての願いではないのでしょうか。今健康寿命を延ばす取組が重要というこ

とが多くの中で語られています。取組方法は様々考えられますが、多くの人が気軽に始めやすく、ほとんど費用がかからない取組としては意識的に歩くことが挙げられるのではないのでしょうか。これは、高齢になってから取り組めばよいという話ではなく、青年期や幼少期から意識的に習慣化していくことが大切だと考えます。こうした取組は、心身の健康の維持、向上に寄与するばかりではなく、人が歩くことで経済面も含めて町内にさらなる活気をつくり出す契機になるのではないかと考えます。また、車で移動するとなれば、目的地で駐車場の確保が必要となりますが、徒歩移動となればこの問題は発生しません。仮に自転車で移動していたとしても、自動車ほどの駐車スペースを必要とはしません。古くから町並みが整備されてきた本町の特性を考えれば、徒歩移動、または自転車移動という選択肢を健康、経済の面から見ても推奨することが望ましいのではないのでしょうか。それをかなえるための周辺環境の整備が今後の課題ではないのでしょうか。バスなど公共交通の充実を引き続き求めていく所存ですが、同時にこうした取組も欠かせないものであると考えています。冒頭に紹介したベンチのような休める場所が欲しいという要望もこうした視点でも捉え、実現すべきと考えます。今以上に人々が出歩きやすく、環境にも優しく、人と人との交流が促されることで町民と町の活力が高まる、そうした環境が整備されていくことを願い、以下現状や町長の考えを伺います。

1つ、町内の歩道、または歩道のない道において歩行者の往来が多い道の把握状況について。

2つ、歩道などにベンチなど休憩スペースを設置する場合の基準について。

3つ、健康増進、体力向上、社会保障資源の節約、地域のコミュニティ機能の向上、利便性の向上、地域経済の影響などまちづくり全般で捉えた場合効果が大きいと考えるが、見解について。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁します。

1点目の町内の歩道、または歩道のない道において歩行者の往来が多い道の把握状況についてですが、町道での歩行者往来の状況については道路巡回において歩行者利用の状況を確認していますが、数値的なデータはありません。

2点目の歩道などにベンチなど休憩スペースを設置する場合の基準についてですが、町道では道路占用に係る関係法令により個別に判断しています。

3点目の健康増進に関してですが、歩行などの身体活動量が多い方や運動をよく行っている方は生活習慣病などの罹患率、死亡率が低いこと、また身体活動や運動がメンタルヘルスや生活の質の改善に効果をもたらすことが認められており、長期的には10分程度の歩行を1日数回行う程度で健康上の効果が期待できることを承知しています。

○14番（大物 翔君） では、上から順番にいきます。

巡回などで確認は、肌感覚では持っているが、数値的なものはないと。恐らくそうだろうとは思っております。では、どうなのでしょう。インフラ維持管理というものも含めてですけれども、そういったものをあえて調べようとすれば随分人手と予算もかかるでしょうから、それは今時点で明らかにしていこうという考えはさすがにないのかなとは思いますが、その点どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

現時点では、歩行量の調査を行うつもりはありません。

○14番（大物 翔君） 分かりました。後でこの話に少し戻るかもしれません。

次行きます。町道の設置基準については、個別で判断しているというお話でございました。実は、私今回の質問をするに当たりまして、目的地に向

かうための途中経路となりますと、余市の道路事情を考えますと道道や国道を経由するパターンが多いのかなと思うのです。そう考えていきますと、場合によっては国道ですとか道道の管理者に占用許可を取って、やるとすれば実施していかないといけないのかなと思ったわけです。それで、では具体的にどういう基準なのでしょうかと開建さんに聞いてみました。そうしたら、北海道ではあまり例がないのですと。最初多分設置できなくて言われたのです。そんなことはないと思うのですけれども聞いていたら、職員の方が基準とかを洗い直してくれて、そうしたら国交省の基準があるぞということが出てきたわけなのです。少し読み上げますと、道路の場合ですけれども、歩道の有効幅員が原則として2メートル以上確保できる歩道と。これが前提条件だよと。その他いろいろ伺っていったら、例えば置いたことによって夜中とかに見落として、激突してしまうとか、そういうようなことが起きないようにしてほしいのだということとか、あるいは占用許可という形でいくのであれば、固定式で一回設置してほしいというような基準があったりするそうなのです。ただ、それもケース・バイ・ケースで判断をしていくそうなのですけれども、ただそういう基準に照らし合わせていけば、町道も含めてですけれども、全く現実的なものではないのかなというふうに私は私なりの感触を得ているのですが、町としてはどうなのでしょう。個別の判断となるのでしょうか、全く気宇壮大な話かといえはそんなことはないように思うのですが、見解としてはいかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

個別具体的に判断するというに尽きると思えますので、どこの場所にどのようなのを設置したいのかというような具体的な位置関係がないと何とも答弁できないのではないかとこのように思い

ます。

○14番（大物 翔君） それらを踏まえて、3番目に行くのですけれども、今健康の分野に関しては町長答弁していただきました。ただ、地域のコミュニティだとか地域経済への影響というものについての答弁がなかったものですから、まずもしあればその辺の見解を伺いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

歩くことでの地域コミュニティへの影響ということなのですけれども、もちろん歩いていく中でコミュニティの人たちに出会ったりするということがあるかと思うので、影響はあるのではないかなというふうに思います。

○14番（大物 翔君） うちの町の商業機能だとかの集積状況、分布状況見ておきますと、ちょっと今経済に関する言及がなかったのですけれども、もともと自動車が走り出す前から整備されたエリアがやっぱり多いわけなのです。駅前なんかもそうだと思うのですけれども、元をたせば。一方で、大型の商業施設、大きい駐車場を持っているエリアがあってという形になっている。だから、私は歩いていく、もしくは自転車、こういったことを促進していくことによって新しい人の流れというのを生み出してあげることができるのではないかなと。そうやっていくことによって閉じ籠もりがちな人もちょっと外に出てみよう。外歩ければたまたま近所の人と鉢合うと。そこでよっこいしょと腰かけてコミュニケーションを取るだとか、地域のお悩み事をお互いに話し合うだとか、そういう人と人との関わりをつくる絶好の機会なのではないかなと思うのです。結局経済というものは人が動くことで、人が何かを思うことでだんだんと動いているのだと私思っているものですから、そういう意味では非常に大きな効果が期待できるものではないかなと感じる次第なのですが、町長、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ベンチを設置することによって経済も活性化するというような論理構成に関しては、私はちょっとデータもないので、よく分からないというのが率直なところです。

○14番（大物 翔君） だからこそデータ取りませんかと言ったら、いや、そんなつもりはないのですという答弁だったのですけれども、それで1つ紹介したいのが、まだ町長が就任される前だったと思うのですけれども、実はこれに近い話を私議会で取り上げたことが過去にあったのです。たしか決算委員会だったと記憶しているのですけれども、静岡の藤枝市のほうで平成28年から、今ではありふれたものなのですけれども、万歩計機能がついたアプリケーションを開発して、市が提供を始めたのです。あるくらいらしいのですが、調べたらまだやっていました。歩数でどうやらカロリー消費だとか距離数だとかを測りながら、そこにポイントが付与されたりだとかという形で歩くことへのインセンティブをつけてあげると。そうした中で動機づけをさらに高める。どうもこのまちの場合、健康アプリなのですけれども、毎年定期的に一定の条件を満たした人に対して抽せん応募会みたいなものに参加できるようになっているそうなのです。なかなか大した景品当たるのだなというものもありました。ただ、私このアプリを最初に見つけたときに思ったのは、これって単純な健康アプリというよりも観光商業アプリにも使えるのではないかなと当時思って、どうでしょうかって提案をしたのだけれども、まだ出だしの頃だったものですから、さすがに町としては取り組めないということでその場は終わったのですけれども、当時私考えていたのが観光客の方だとか地域の方にそのアプリを入れてもらって、歩いていただくと。そうしたら、歩いたところのデータが取れると。そのデータでではどこに人がどう歩

いているのだろう、はやっている店はどこなのだろうというものをほかのおいしいものアプリだとかサービスだとか、そういうものと連結させていくことで町の経済のほうにもつなげていけるのではないかと。そのデータ取り、あるいはマッピングというものを観光客、もしくは地域の人にやっていただく。そうやっていけば、データって集積していけるものなのではないかなと率直に考えるのですが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

アプリを使って歩行者データを取ればいいのではないかという話ですけれども、はっきり言って徒歩と経済の活性化の関連性が私はちょっとよく分からないというのが率直な感想でして、これに対する効果が不透明であるというのが率直な感想なので、歩行アプリを使った歩行データを取るということは私は考えてはおりません。

○14番（大物 翔君） そうですか。だとすると、アプリの話はさておきましても道にそういう休憩スペースをつくってあげてというものというのは私がいきなり考えついたものでもなくて、たまたま今朝の新聞に隣の小樽市さんの事例が載ってありました。それは、市役所がやっているというよりも民間の方がチーム組んで、恐らく市道だと思うのですけれども、写真写っているのですけれども、そうやって市の許可を取りながらやっている。もともと医療機関に勤めていらした方らしいのですけれども、病気やけがから回復した人がどんな暮らしをしているのか知りたいというのが最初の動機だったらしいのですけれども、そうやってやっていったら意外と好評なのだ。それが今この事例だと何か市内60か所以上既に設置されたり、紹介しているそうなのです。また、町内においても実はとある地域で昨年ぐらいから、手仕事なのですけれども、地先さんだとかにそういう休憩場所を設置させていただいて、やっている事例

あるのですって。実際に感想聞いていますと、結構座っているよって。そこで語らいが起きているよって。出歩くよになっているというよ、これは数値的なデータを取っていないので、あれですけども、そういった副次的な効果って既に出ているのだなど。冒頭に戻るのですけれども、結局私が地域の方から聞いた声というのは、ある公共施設までよく歩いて自分で往復、片道3キロぐらい、4キロぐらいかな、頻繁に利用されている方がいたのです。ただ、途中で休める場所欲しくなっている。その人は冬でも普通に歩いている人なのですけれども、という話から始まってきたのです。単にベンチを置いてくださいというだけの話であれば、多分私一般質問しなかったと思うのです。担当の方と相談しながらその可能性を恐らく探ったと思うのです。ただ、今お話ししたような話を掘り下げて広げていってあげると、これいろいろなところに効果あるのではないのかなと。であれば、福祉分野にも関わってくるかもしれないし、政策分野に関わってくるかもしれないし、商工分野に関わってくるかもしれないし、インフラとなれば建設分野にも関わってくると。いろいろな分野に副次的な効果をもたらすのではないかと。だから、私は今一般質問でしたわけなのです。まちづくり、人を健康にして、人を元気にして、その人たちが出歩くことによってお金も含めて活性化させていくと、そういった見通しを持っていくことが私大切なのではないかなと考えるのですけれども、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に対して答弁させていただきたいと思います。

質問の趣旨は把握しました。ただベンチ置くだけではなくて、そこから発生する健康、経済活性化、コミュニティの活性化などを念頭に置いてということですよ。ほかの自治体の事例とかも把握していますし、今日の小樽の新聞でも見ましたが、多くの場合は北海道には向いていない政策だ

というふうに思っています、というのも冬があって、ベンチを置くことによって冬使えなくなったり、春のメンテナンスが必要だったりとか。本州では、それこそベンチを設置して健康づくり、コミュニティ活性化をやっているところがあるわけですが、大きな違いは雪が降るか降らないかの違いなのです。なので、これが、もちろん大物議員の趣旨は分かりますけれども、即座に余市町に適用できるかといったら果たして、疑問があるというのが私の見解でありますので、引き続きそういういろいろな話を聞きながら検証を進めていくということは必要なのではないかなというふうに思います。

○14番（大物 翔君） おっしゃる部分、もっともなところもあるかと思えます。いわゆる歩行交流空間を積極的につくっていきましょって、これ国交省も結構予算つけたり、いろいろな資料を提供して、出しているのですけれども、やっぱり雪の降らない地域の事例が非常に多いのです、私も調べてみたら、冒頭の開発局の方に聞いてもあんまり事例ないのですよねって言ったのは、おっしゃるとおり雪の問題、冬の問題だと思うのです。夏、春、秋で置いて撤去してというのも発生します。除雪車でまさか壊してしまったら、それこそ大変なことになるので。ただ、そうなってくると今度重要なのは、ちょっと質問の通告外になるので、聞きませんけれども、それこそ循環線含めた公共交通の出番ではないかと私は思うのです。一年中車両に頼り切るのではなくて、部分的でもそうやって置き換えていってやると。これは、残念ながら一町一課が考えてどうにかなるものではないだろうなと。もっと言えば、健康だとか、そういういろいろなものを核にした全体を包摂したような計画というものを持っていけば、より地域の人に協力を求めるときにしても、道や国に求めなければいけない場合にしても話をしやすくなるだろうと。問題はそういうふうにつくっていきいたい

のだという意思を持てるかどうかだと思うのですが、町長、時々扶助費が最近やっぱり年々という話しされているのではないですか。私もそれは確かにゆゆしき問題だと思っています。ただ、私も必要だろうという立場でよく物を論ずるのですが、だからルールを狭めて使えなくしてしまうとか、そのようにしてしまうのではなくて、そもそも使わなくて大丈夫なのです、皆健康になれたからという未来をつくるほうに力をかけていったほうが私は建設的なのではないかなと。時間はかかるかもしれない。そういう中で動かしていったらあげる、そういった町全体巻き込んだような政策というのが大切なのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

それはそのとおりで、もちろん私も同じ意見ですが、今おっしゃったことと今回のベンチとの関連性はないので、別の論点として論じますけれども、私もそもそも扶助費が多いから、それを削減していくこと、そもそも健康であれば一番使わなくていいので、そういう社会を目指していこうというのは言っているわけで、それこそ論点違いますけれども、食の話とかもしているわけではないですか。なので、方向性としては一致している。ただ、手段としてベンチなのかというのは疑問です。すねというのが今回の私の答弁です。

○14番（大物 翔君） 分かりました。ここらで今日のところはやめておきますけれども、ただ私はそういう意味では足元の近所の素朴なものを、今既にあるものを上手に組み合わせることで大きな効果というのは期待できるだろうと、この点は確信しております。引き続きこの場に限らず、いろいろな形でまたその可能性を探りながら、時にこういう場をお借りしてお話ししていきたいとは思っています。もし何か見解あれば町長、最後に伺って終わりたいと思えます。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

大きな方向性としては、もちろん高齢者が元気で暮らせば社会的な負担も減るわけですから、そういう方向性に持っていくというところで意見の相違はないわけです。ただ、その手法としてどういうパスというか、道を進んでいくとか、様々な手法がありますので、我々行政の思考としてもどうすれば町民が健康に暮らしていくのか常に考えているということでございます。

○議長（藤野博三君） 大物議員の発言が終わりました。

発言順位3番、議席番号15番、白川議員の発言を許します。

○15番（白川栄美子君） 令和6年第3回定例会において、さきに通告しております1件について質問いたします。

認知症の人に寄り添うケア技法のユマニチュードについて伺います。国の認知症高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には認知症高齢者、軽度認知症、障害者高齢者を合わせると約1,000万人を超えと言われております。一方、安心して暮らすための医療や介護、生活支援は足りていないのも現状です。認知症の人をただ支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が一人の尊厳のある人として個性を十分に発揮しながら、共に支え合っている共生社会の実現を目指すとして認知症基本法が施行されました。特に地方公共団体は認知症の人やその家族にとって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っております。認知症の人も家族も安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要です。これからは様々な機関と連携して、まず認知症サポーター講座のさらなる展開への取組が必要であると考えます。また、認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が認知症の人

に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動、心理症状の発生を抑制することは特に重要と考えます。そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていることを見る、話す、触れる、立つ、4つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードが注目されております。以下、伺います。

1、ユマニチュードについて本町が取り組んだ経緯と内容と、また現在の状況について伺います。

2、認知症サポーター養成講座とユマニチュードの違いについて伺います。

3、認知症サポーター養成講座の内容と現在の状況と今後の目標について伺います。

4、認知症サポーター養成講座は、9期の計画の中でどのように取り入れられているのか伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁します。

1点目の本町でのユマニチュードについてですが、認知症の人のケアの手法を学ぶ機会として、令和2年に認知症カフェを実施した際にユマニチュードのDVD鑑賞を実施しています。また、社会福祉法人が開催している介護職員初任者研修において講師派遣の依頼を受けており、継続してユマニチュードを講義に取り入れており、今後も介護職を目指す方への周知を図っていきます。

2点目の認知症サポーター養成講座とユマニチュードの違いについてですが、認知症サポーター養成講座は認知症の正しい知識や理解促進を目的にした講義を行い、認知症サポーターの養成、育成を行うものですが、講義の内容では認知症の人と接するときの心構えの項目もあり、認知症のご本人を尊重する考え方や対応方法を学ぶ内容としてユマニチュードと基本的に共通する部分もあると認識しています。

3点目と4点目については、関連がありますの

で、一括して答弁いたします。第9期余市町介護保険事業計画では、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーターを一人でも多く増やすため、地域において認知症サポーターの養成が重要と認識しており、令和8年度末までに目標サポーター数を1,800人とし、令和6年8月末現在1,384人の方がサポーターとなっています。サポーターの増員をするため令和6年度は町民講座を開催する予定で、町内の小中学校を対象とした認知症キッズサポーター養成講座も継続して実施しているところです。

○15番（白川栄美子君） ただいま町長からご答弁いただきました。このユマニチュードは、言葉自体は耳慣れない言葉で、私も今回初めて学ばせていただきました。日頃私もお年寄りの方に接する機会が多くありまして、そのお年寄りの中には認知症はもちろん、障害を持っている方、それから精神疾患を持っている方のお年寄りも多く関わることがあります。そういった中で今回この勉強するに当たって、あなたを大事に思っているということを見る、話す、触れる、立つの4つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードを学び、私は今まで関わってきて、何げなく関わってきたのだけれども、これを勉強したときに自分の目線は多分きつと上から目線だったのだろうなということを感じることができました。そういうことの思いを踏まえて、再質問させていただきます。

認知症と軽度の認知障害の方を合わせて1,000人を超える状況下であり、今後認知症の人や家族が安心して穏やかに、健やかに暮らせる生活環境が必要と考えます。福岡市の例ですけれども、2016年度に家族介護者と医療や介護の現場などで働く人たちとユマニチュードの実証実験を実施した結果、暴言や徘徊などの症状が軽減して、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたとのことでした。そういった形の中で余市町でも認

知症カフェの中で講演したり、またDVDを見て鑑賞したり、介護職の方にも取り入れて行っておりますけれども、本町ではユマニチュードを伝えたときに効果の検証はされたことあるのかどうか、まずそこを伺っていきたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ユマニチュードについては、フランスの2人のスポーツ学者が開発した手法だというふうに認識しており、おっしゃったとおり、見る、話す、触れる、立つという4つの柱で介護を行うというようなことであって、すなわち介護の一手法として位置づけられているわけでありまして、その効果を検証するというような類いのものではないと思っています。自然と介護の中でやるというような手法なので、これが効果があるのかどうかというふうな検証についてはしていないということだというふうに思います。

○15番（白川栄美子君） 今町長の答弁の中で、これは自然の中で感じることであつと、改めて検証ということではないのかなという答弁だったと思うのです。ユマニチュードは、ふだんの介護現場や医療現場での従事者の方は身につけているので、本当に特別改めて検証を考えなくてもいいのかもしれませんが、でもこれを学ぶことによって新たな発見につながるのかもしれないので、今後検証という言葉は出さないにしても、どうだったという感じの中でそういう検証につながるのかなと思うのですけれども、そういったものを試みてはどうかと思うのですけれども、再度答弁いただきたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁したいと思います。

先ほど申し上げたとおり、一つの手法なので、ケアの中でユマニチュードを行うということなので、改めてそれを検証するというよりは、介護をやっていく中で、おっしゃったとおり、どうだっ

たというような確認するという事は一つの手法ですから、いいのではないのかなというふうに思います。

○15番（白川栄美子君） それでは、先ほどの答弁もいただいた中で、認知症サポーター養成講座、ユマニチュードの違いの答弁もいただきました。認知症サポート養成講座は、認知症の理解を深めるが、具体的にどのように対応するかということはいまいち有効な次の手段が何か分からないと言われております。ユマニチュードは、得た知識をどのように行動に移すかということが見えることにより相手に安心感を与える、相手が理解をできる行動につながるということも言われております。本町の9期の計画の中に今後の目標も含めて様々な取組が示されておりました、そのところは私も認識しております。ユマニチュードは誰でも学んで身につけられると言われており、これも福岡の同じところなのですが、このケアを広く知ってもらおうと2018年度に市民向けの講座、小中学生の講座など行い、さらには実践的な家族向けの講座も行ったところ、介護負担が軽くなったことや、また様々な効果が現れていたことでも一般市民の方からももっと早くこういったこと知っておけばよかったという声もあったとのことでした。私も、家族の介護というのは本当に大変なことで、家族間だから、怒ってしまったり、一緒にいる人は本当にいることでストレスを感じたりと、そこに虐待につながるケースもあるということもよく聞きます。そういった中で、本町でも全てを取り入れることは難しいと思いますけれども、まず家族向けの講座を開いてはどうかと思います。9月28日に図書館で親子で認知症を学ぶ何か教室があると伺っておりますので、ぜひともこの中でそういったことに取り組んでいただければありがたいと思いますけれども、その見解をお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に

答弁させていただきたいと思います。

先ほど来ユマニチュードは一つのケアの手法というふうに述べていますが、白川議員もおっしゃったとおり、自分がケアする中で上から目線ではなかったのかという話が出たと思いますけれども、まさにユマニチュードは介護を受ける側の視線に立って、その人を一人の個人として尊重することによってそれこそ不具合が生じるのを是正するというような手法なわけで、そういう視点から目を合わせて、話しかけて、触れて、一緒に立つということが柱として、手法として出てきている、そういう趣旨なのです。すなわち、今の認知症の講座であったとしても、ユマニチュードであったとしても介護される側個人を人として尊重するというような理念に基づいているのであれば、事実上それは達成されているということになりますよね。そういう意味で現在の講座でもそういう理念を周知しているので、事実上ユマニチュードができていないのかなというふうに思いますけれども、いずれにせよいただいた話については担当のほうで検討していくのではないのかなというふうに思います。

○15番（白川栄美子君） 分かりました。ちょっと前向きな答弁をいただいたかなと勝手に思いました。今後は、私は職員を対象にしたユマニチュードの講座も考えるべきだと思います。なぜかというと、これまでもそうなのですが、これからは介護のほうだけで特化してするのではなく、私も先ほど自分の関わりの中で体験したのですけれども、障害を持った高齢者の方や、また精神疾患を持った高齢者の方もいらっしゃいますので、一か所だけで進めようとするにはなりません。そういった中で、今若い職員の方も増えておりますし、それぞれの課で人材育成も必要ですので、職員の皆さんと同じく共有しながら学ぶことは高齢化が進む上で重要なことだと感じておりますが、ぜひ職員のそういう講座も進めていただ

ければと思いますが、町長のお考えを伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん認知症サポーターを増やしていくということは先ほど来申し上げているとおりでありますが、それぞれ職員も事情がありますから、無理に受けるということは言えないと思いますので、もし関心があればどんどん自主的にやっていったらいいのではないのかなというふうに思います。

○15番（白川栄美子君） 本当に自主的にやっているかもしれませんけれども、でも職員は窓口が一番大事だし、たくさん高齢の方も窓口にいらっしゃいます。そういったときに上から目線ということにならないような形の中で進めていかなければならないのですけれども、昔と比べてはいけないのだけれども、今は若い方が本当に接待してくれて、優しく対応もしていただいています。そういった中でも、でも若い人というのはやはり全てがではみんなそうかと思ったら、多分職員の方でもいろいろな性格の方もいらっしゃるし、駄目だということではなくて、気がつかない方も中にはいらっしゃるかと思うのです。そういった方にも配慮しながらやっぱり人材を育てていかなければならないと思いますので、これはぜひとも今後の中で皆さんと話し合いしながら、一つの課だけでやりましようってなかなか言いづらいと思うのです。だけれども、いろいろな課には課長さんがいらっしゃるから、課長さん方が集まって、ではやりましようかって、やってみましようかって、試してみましようかという話し合いを持ってしかるべきだと思うし、いいのではないかなと思うのです。町長、ふだん役場の中にいないから、その状況というのは一部始終では聞いているかと思ったらどうなのかなということも私感じる時もあるので、だけれども、でもやっぱりそういったことは大事なことです。もう少し前向きに捉えて、検討させていただきたいと思います。今言った言葉に対

して町長、いかがですか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

担当の課の担当職員は自分の担当業務をプロフェッショナルにこなすためにいろいろな知識を身につけるわけであって、その中での一つとしてユマニチュードの理論ももちろん把握しているということはある得だと思います。必要に応じて関心があればやればいいと思いますし、別に無理強いはしなくても、それぞれの役場職員は自分の職務をこなすためにプロフェッショナルに必要な知識はどんどん、どんどん吸収していているというようなことは認識しています。私も常にいないわけではなくて、ちゃんと見ていますので、きちんと見ているということは言っておきます。

○15番（白川栄美子君） ごめんなさい。町長の語尾はいつも私聞き取れなくて、何言っているかわからなくて終わるのですけれども、最後になりますが、認知症になったら何もできなくなるのではなくて、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるという新しい認知症観が今後打ち出されます。9期の計画を着実に進めていただき、何よりあなたを大切に思っているよと相手に理解できるように届けるユマニチュードを本当に真剣に捉えて進めながら、認知症サポーター養成講座のさらなる展開の取組、組織としてやっていただきたいと思いますので、最後に町長のご答弁を聞いて、終わりたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど来も申し上げておりますけれども、9期の余市町介護保険事業計画で認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指すというのは方針として立っていますので、その中でそれを実現すべく各種政策を引き続きやっていくということに尽きるかと思います。

○議長（藤野博三君） 白川議員の発言が終わり

ました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決ま
しました。

なお、明11日は会議規則第8条の規定に基づき、
午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時44分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 15番 白 川 栄美子

余市町議会議員 16番 寺 田 進

余市町議会議員 1番 山 本 正 行